

平成19年(ワ)第1904号・4279号  
ボランティア基金返還等請求事件  
担当裁判官殿

平成21年12月15日  
団体名 ひろしまドッグぱーク原告の会  
代表者氏名 鎌田まりみ  
連絡先  
〒036-8799 弘前郵便局私書箱53号  
ひろしまDP原告の会  
E-mail genkokudan@hotmail.co.jp

## 当該裁判の公正判決を求める要望書

(要望の趣旨)

—不適切な募金運動を排除することにより健全な募金運動を発展させる—

2006年、『ひろしまドッグぱークの犬の救済のため』という目的のもと、全国の多くの善意の人たちから2億円以上に及ぶ金や大量の物資が寄付されましたが、その大半の金や物資が本来の目的に活用されていないことが当該裁判で判明しました。このような多くの善意を裏切る行為は、けしからんというだけではなく、今後のボランティア基金の運動を崩壊させてしまいます。

不適切な募金運動を排除し、反省させ、多くの人の立派な文化としての募金活動を健全に発展させてゆく必要があり、この裁判はそれを今後正しい道へ方向付けていく重要な裁判です。

普通の善良な人々の清い思いが生かされ、目的に沿ったボランティア基金の運動が行われる世の中を目指す為の裁判です。このことを裁判長に十二分に認知していただき、公正なる判決を仰ぐため下記の事項について要望いたします。

### 記

- 一 アーク・エンジェルズは、愛護団体としての資質が不適合であるということを明らかに示す。
- 二 愛護活動をする人間の適正を見極めること。林俊彦は以下の理由から不適合であるということをはっきりと打ち出す。
  - ①過去の犯罪歴から詐欺行為を繰り返している人物であること
  - ②虚偽の報告を繰り返し、明確且つ公正な用途説明責任を果たしていないこと
  - ③支援金の殆どを私費流用していること
  - ④違法な医療行為や、医薬品販売を行っていること
  - ⑤原告並びに元スタッフや原告の会支援者に再三に渡り脅迫行為に及んでいること
- 三 目的を持って集められた支援金や物資は、目的に沿って使用される義務と責任と説明を担うことを明らかにする。その内容を判決の中に位置づける。  
また、十分な裏付けがなされず、殆どが私費流用である場合、その募金行為は詐欺に当たると判断されることを明らかに示す。
- 四 支援金は請求に応え、すみやかに原告に返還されるべきであることを明確に示す。
- 五 原告請求以外の、現在隠匿している支援金および物資も、要望があれば返還されるべきであることを明確に示す。

様式 1

※この要望書は、裁判所のみ提出されるもので、被告を含め他の人の目に触れるものではありません。

要望書送付先

〒036-8799 弘前郵便局私書箱53号 ひろしまDP原告の会 代表 鎌田まりみ宛

**私は、**

**『ひろしまドッグぱーくボランティア基金等  
返還請求事件原告の会』の主旨に賛同し、  
上記内容を大阪地方裁判所当該事件担当  
裁判官に要望いたします。**

NO	県 名	氏 名(自署)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		